

# 社会福祉法人わかば保育園 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば保育園(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、常勤役員として役員報酬を支給する。
- (2) その他の理事、監事、評議員については、報酬は支給しない。

## (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

2. 報酬は法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して、役員の金融機関口座に振込支給する。

## (報酬等の日割り計算)

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から法人の定める休日日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## (端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

## (役員報酬の算定方法)

第7条 役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

## (公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する

2. この規程は、平成30年6月27日より改正実施する。

3. この規程は、令和3年4月1日より改正実施する。

社会福祉法人わかば保育園

理事長 荻田 雅彦

別表1

役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 225,000円
理事	無報酬
監事	無報酬
評議員	無報酬